

# 令和3年度 地域共生社会の実現に向けた 包括的な相談支援体制構築のための研修会

**日時**／令和4年1月19日（水）13:30～16:30

**会場**／鯉城ホール（オンライン）

**主催**／名古屋市・社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

# 目次

❖ プログラム	2
❖ 基調講演資料	3
❖ 事業説明資料	18
❖ 調査報告資料	20
❖ パネルディスカッション資料	28
・「包括的相談支援、多機関協働 ～複合的課題支援協議会の報告」	28
・「包括的相談支援、多機関協働～住環境整備を 切り口とした相談支援「スマイルサポート事業」	33
・「アウトリーチ・参加支援、地域づくり支援 ～きづき・つなぐプロジェクトの状況」	39

## プログラム

時間	内 容
13:30	◆開会
13:35 }	◆基調講演(60分) 「地域共生社会の実現にむけた包括的支援体制の構築」
14:35	講師:日本福祉大学 社会福祉学部教授 原田 正樹 氏
14:35 }	◆事業説明(10分) 「名古屋市における重層的支援体制整備事業について」
14:45	説明:名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課主査 森 銀次郎 氏
14:45 }	◆調査報告(10分) 「包括的な相談支援体制構築のための調査結果について」
14:55	報告:社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会次長 馬場 貫太郎 氏
	◆休憩(10分)
15:05 }	◆パネルディスカッション(85分) ＜コーディネーター＞ 日本福祉大学 社会福祉学部教授 原田 正樹 氏
16:30	＜パネリスト＞ 「包括的相談支援、多機関協働～複合的課題支援協議会の報告」 西区保健福祉センター福祉部福祉課 地域包括ケア推進担当主査 加納 洋平 氏 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会次長 伊藤 哲朗 氏
	「包括的相談支援、多機関協働 ～住環境整備を切り口とした相談支援「スマイルサポート事業」 中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸 久美子 氏 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会次長 村田 敏明 氏
	「アウトリーチ・参加支援、地域づくり支援～きつき・つなぐプロジェクトの状況」 第一生命保険株式会社名古屋東支社楠営業オフィス オフィス長 松良 努 氏 社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会次長 伊藤 二三男 氏
16:30	閉会

## 基調講演

# 「地域共生社会の実現にむけた 包括的支援体制の構築」

日本福祉大学 社会福祉学部教授 原田 正樹 氏

### <講師プロフィール>

氏名	原田 正樹 (はらだ まさき) 博士 (社会福祉学)、社会福祉士
所属	日本福祉大学 社会福祉学部 教授
経歴	長野県出身 明治学院大学卒業後、重度身体障害者療護施設、特別養護老人ホームで勤務の後、日本社会事業大学大学院修了。横浜国際福祉専門学校、日本社会事業大学、東京国際大学を経て、現在、日本福祉大学社会福祉学部教授 (前副学長、前常務理事)。
活動	日本学術会議連携会員、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、日本地域福祉学会会長、日本地域福祉研究所理事、全国社会福祉協議会・ボランティア市民活動振興センター運営委員、『月刊福祉』編集委員、「広かれボランティアの輪」全国連絡会副会長、全国生活困窮者支援ネットワーク理事、中央共同募金会企画・推進委員会副委員長、日本ソーシャルワーク教育学校連盟理事のほか、内閣府、厚労省、法務省、文科省などの委員等を務める。(厚労省・地域共生社会地域力強化検討会座長、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会構成員、社会福祉法人の事業展開等に関する検討会構成員、成年後見制度利用促進専門家会議委員、内閣府「孤独・孤立対策有識者会議委員、法務省「社会貢献活動の在り方を考える検討会」委員、文科省教科用図書検定調査審議会臨時委員など) 愛知県社会福祉審議会委員、愛知県高齢者保健福祉計画策定委員会委員長、愛知県社協地域福祉推進部会会長、愛知県福祉人材センター運営委員等をつとめる。 アドバイザーとして長野県茅野市、富山県氷見市、三重県伊賀市、名古屋市昭和区、愛知県知多半島の地域福祉実践・計画等にかかわる。
専攻	福祉教育論、地域福祉論
主な著書(共編著)	『伴走型支援－新しい支援と社会のカタチー』有斐閣 『地域福祉ガバナンス』全社協 『ボランティア・市民活動実践論』ミネルヴァ書房 『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣 『地域福祉の基盤づくり』中央法規 『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣 『コミュニティソーシャルワークと社会資源開発』CLC 出版 『地域福祉援助をつかむ』有斐閣 『ケアとコミュニティ』ミネルヴァ書房 『社協の底力 (伊賀市)』中央法規 『福祉21 ビーナズプランの挑戦 (茅野市)』中央法規 『地域福祉から未来へ1, 2－社協職員が向きあった3.11－』CLC 出版 『地域福祉の展開』放送大学教育振興会 『共に生きること 共に学びあうこと』大学図書出版 『コミュニティとソーシャルワーク』有斐閣 『協働と参加の地域福祉計画』ミネルヴァ書房 『福祉教育論』北大路書房

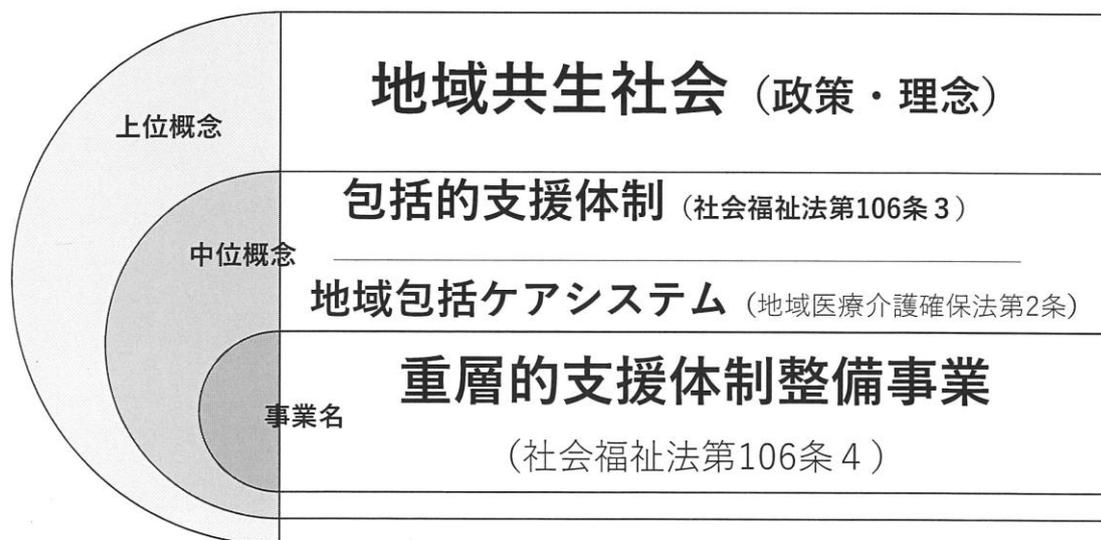
他多数

# 地域共生社会の実現にむけた包 括的支援体制の構築

日本福祉大学  
原田正樹

※図表の出典は厚労省です。二次利用をしないでください。

## 諸概念の整理



【HARADA】

## 地域共生社会の理念

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

「ニッポン一億総活躍プラン」

⇒ **権利としての地域共生社会へ  
関係性を大切にした、誰ひとり取り残さない社会**

3

## ケアリングコミュニティ

「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

### **関係性を大切にした自立観**

依存

dependence

自立

independence

**相互実現的自立**

interdependence

(共依存

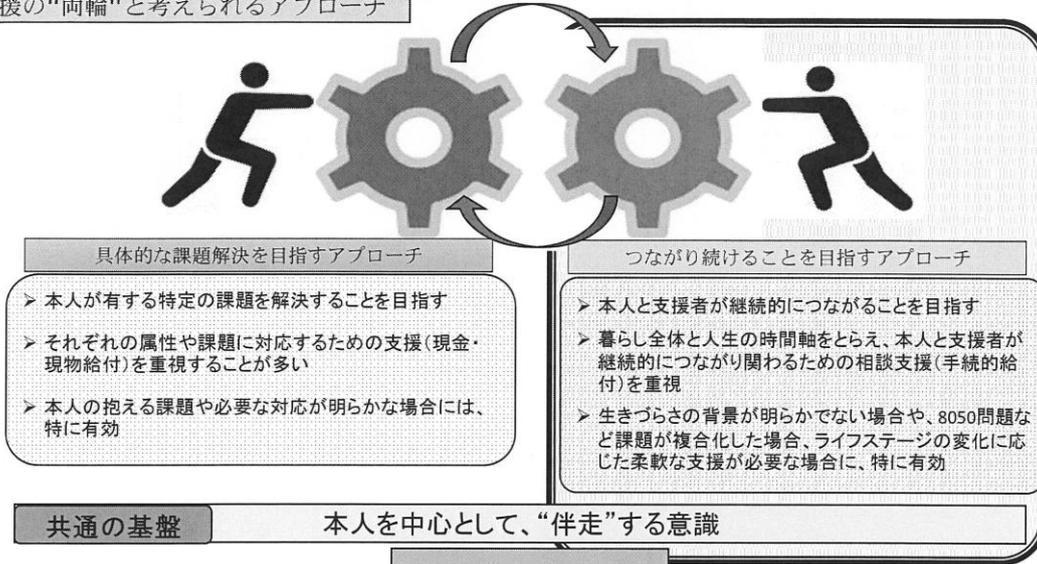
codependence)

熊谷晋一郎氏（東京大学先端科学技術研究センター）

「自立とは依存先を増やすこと」

# 対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

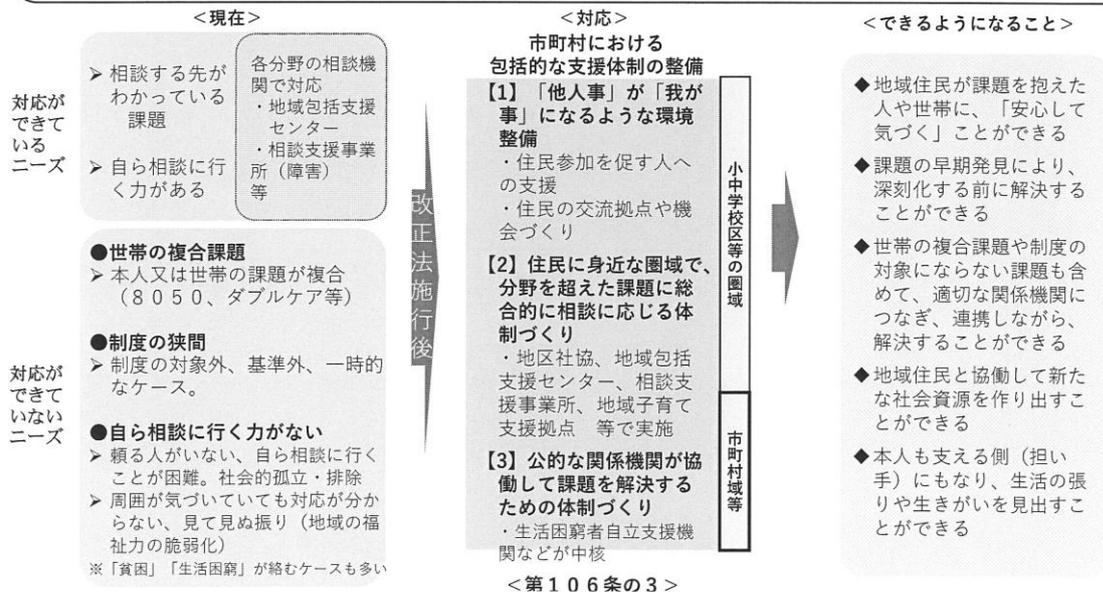


個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

【厚労省】

## 地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



## 対応ができていないニーズ

### ●世帯の複合課題

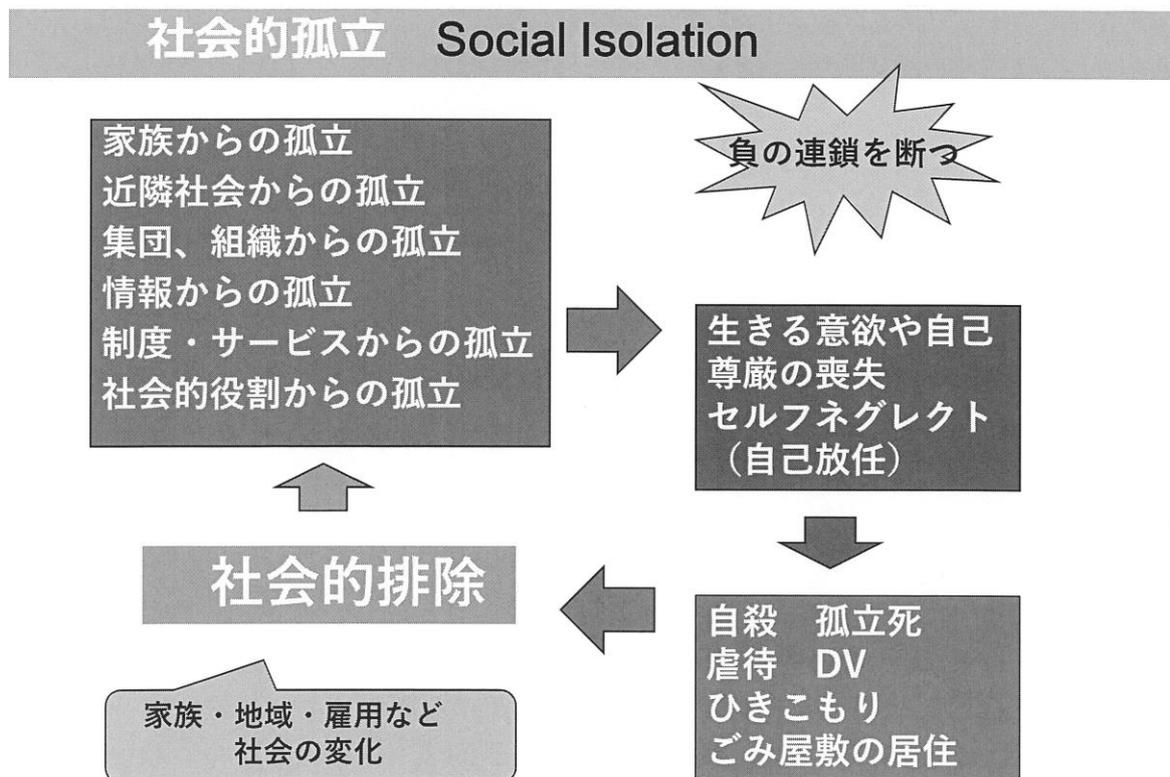
- ▶本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）  
こどもの貧困 ヤングケアラー 世帯の問題として捉える

### ●制度の狭間

- ▶制度の対象外、基準外、一時的なケース。  
ごみ屋敷に居住する人、長期のひきこもり、軽度の発達障害の疑い、など。  
社会福祉法制度には、サービスを利用する基準が細かく定められている。  
年齢、手帳の有無や等級、世帯構成や収入などによって基準がある。  
収入、資産があっても孤立している人たち。

### ●自ら相談に行く力がない／地域の側の接し方

- ▶本人に困り感がない、助けてといえない、伝え方がわからない。
- ▶あきらめている、支援に関する同意を拒否。**セルフネグレクト**（自己放任）
- ▶周囲に頼る人がいない。情報が無い。周囲から排除されている。
- ▶周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振りをしてしまう。  
（地域の福祉力の脆弱化）



## 孤独・孤立対策の重点計画 概要①

令和3年12月28日  
孤独・孤立対策推進会議決定

### 1. 孤独・孤立対策の現状

- ＜新型コロナ感染拡大前＞  
職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- ＜新型コロナ感染拡大後＞  
交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

### 2. 孤独・孤立対策の基本理念

#### (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
  - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
  - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。社会全体で対応しなければならない問題。
  - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態  
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態  
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体で捉え、多様なアプローチや手法により対応。「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が必要。  
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

#### (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

#### (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 関係行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

## 孤独・孤立対策の重点計画 概要②

令和3年12月28日  
孤独・孤立対策推進会議決定

### 3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

#### (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
  - ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
  - ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等
- ③ 声を上げやすい環境整備
  - ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

#### (2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
  - ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多面的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ② 人材育成等の支援
  - ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

#### (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ① 居場所の確保
  - ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
  - ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
- ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
  - ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
- ④ 地域における包括的支援体制の推進
  - ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
  - ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

#### (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

### 4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。  
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。
- 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

社会福祉法第4条3

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「**支援関係機関**」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 「地域生活課題」把握、連携、解決

福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える

- ① 福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題。
- ② 地域社会からの孤立に関する課題。
- ③ あらゆる分野に参加する機会の確保の課題。

以上の「地域生活課題」について、  
把握して、関係機関と連携して、解決を図る。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

## 社会福祉法第106条の2

- 一 地域子育て支援拠点事業
- 二 母子健康包括支援センター事業
- 三 介護予防・日常生活支援総合事業  
地域支援事業
- 四 障害者地域生活支援事業
- 五 地域子ども・子育て支援事業

あらゆる分野の相談支援に関する事業者が「地域生活課題」を把握し、関係機関につなげていく。

# 社会福祉法改正（第106条の3） 2017年改正

## （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

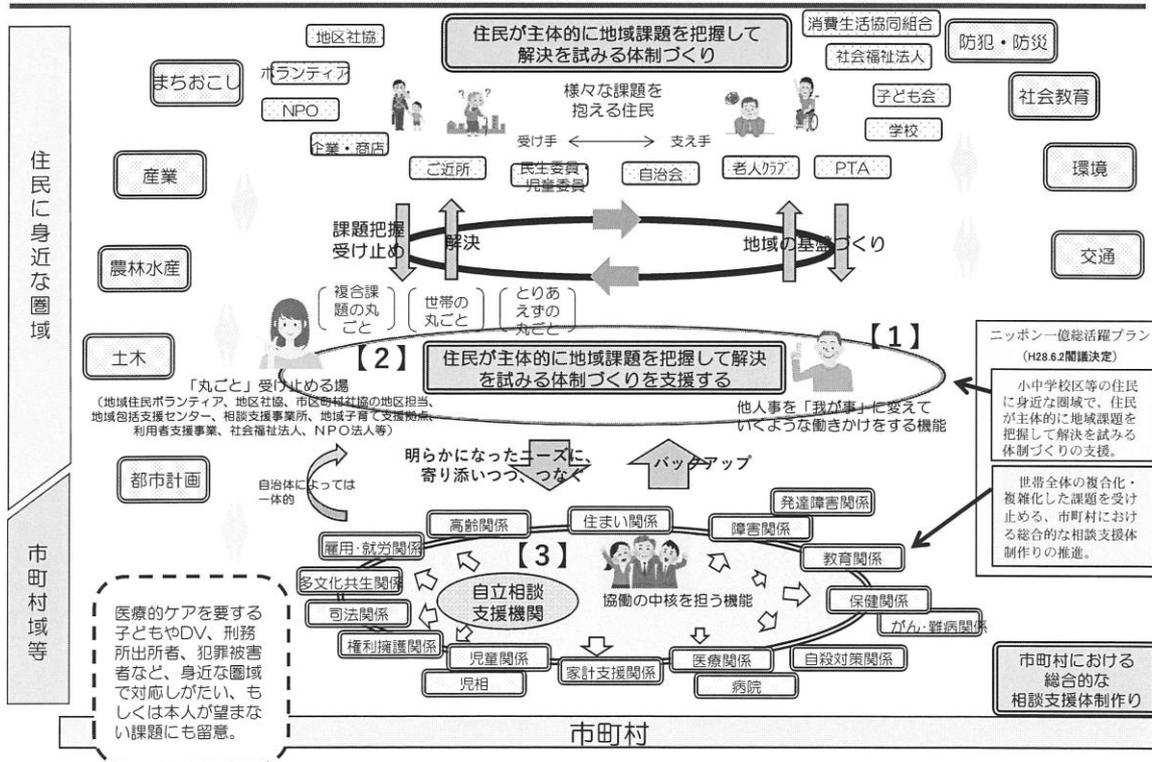
一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

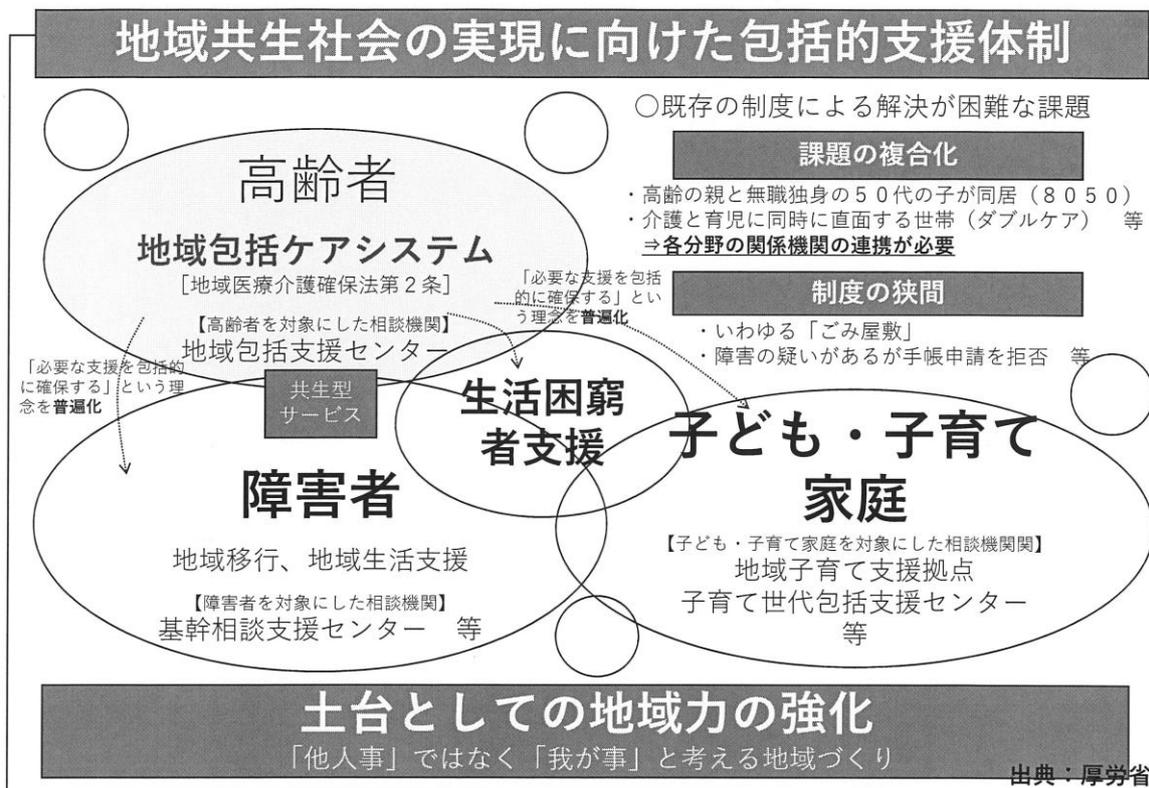
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ





## 地域共生社会と地域包括ケア

厚労省（2017年4月5日衆議院厚生労働委員会）

「地域共生社会は地域包括ケアの上位概念である」

「高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の構築が進められてきたが、この『必要な支援を包括的に提供する』という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも**普遍化**すること、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる『8050』）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる『ダブルケア』）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである」

- 生活の包括（全体性）
- 人生の包括（継続性・連続性）
- 世帯の包括（家族支援）
- 制度、サービスの包括（多職種連携）
- 専門職と地域住民の包括（協働）
- 地域課題の包括（減災、居住、産業）

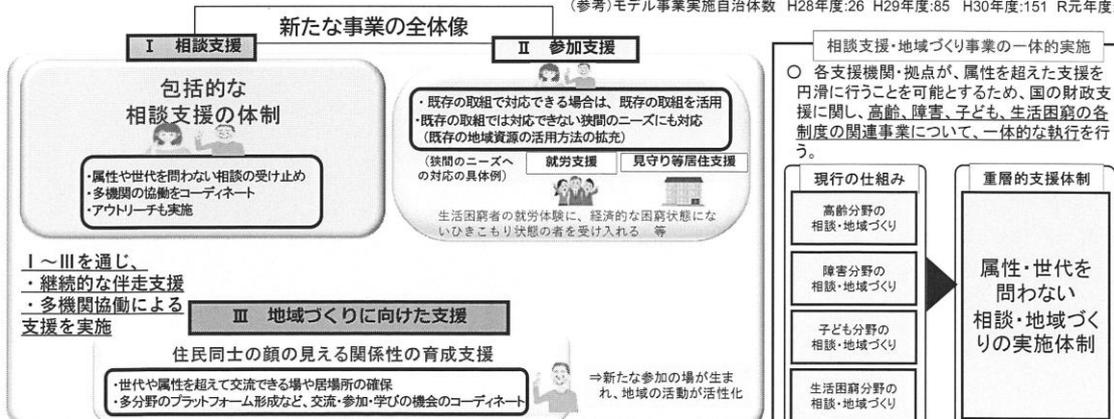
### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**【社会福祉法第106条の4（新旧P 4～6）関係】
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、**I～IIIの支援は必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**【社会福祉法第106条の7～11（新旧P 8～11）関係】

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援|につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

（重層的支援体制整備事業）

※条全体が今回新設

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

① 相談支援

21

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3つの支援の関係性(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援)

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる

・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

② 参加支援

③ 地域づくりに向けた支援

22

改正社会福祉法（第106条の4）③ [2021年4月施行]

新機能  
包括的な支援体制を強化するための

- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

106条の3と106条の4の関係性

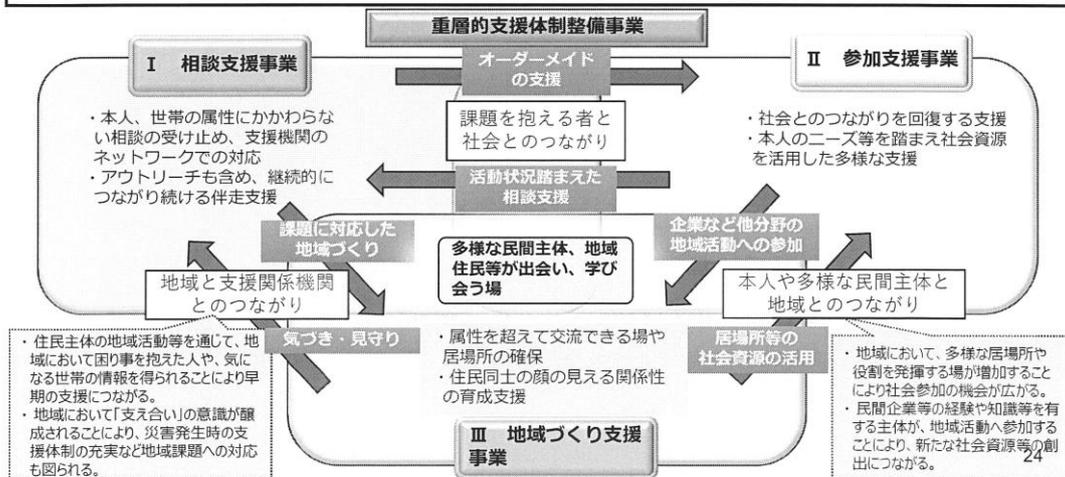
○106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。

○対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

23

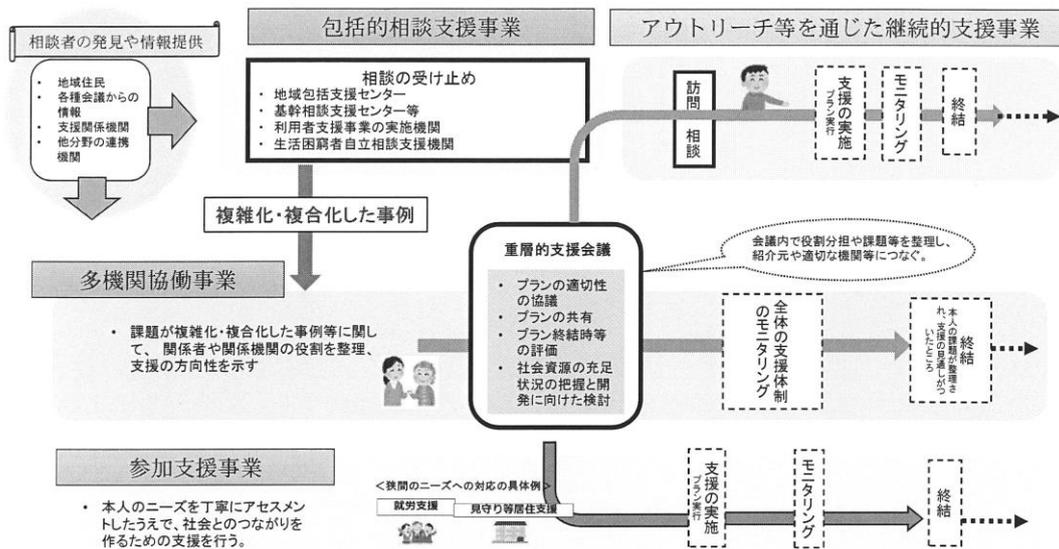
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
- 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
  - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
  - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくりられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくなる環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



## 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業についていく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件となった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

25

## 多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

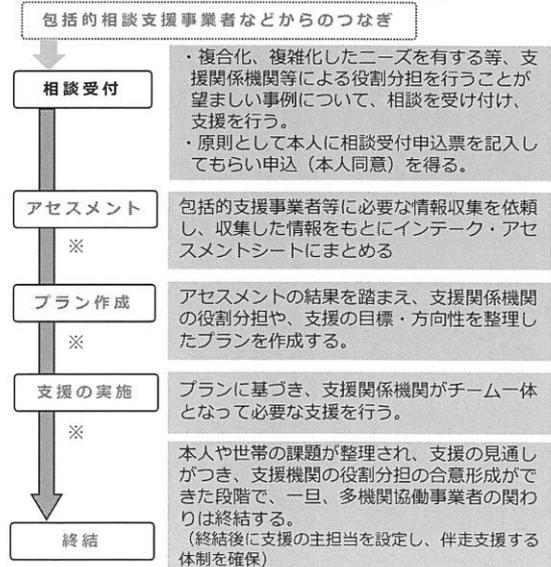
### 多機関協働事業の目的

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**  
 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**  
 重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**  
 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。  
 ※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

### 多機関協働事業の基本的な役割

- ・ 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- ・ 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

### 多機関協働事業の事業内容(概略)

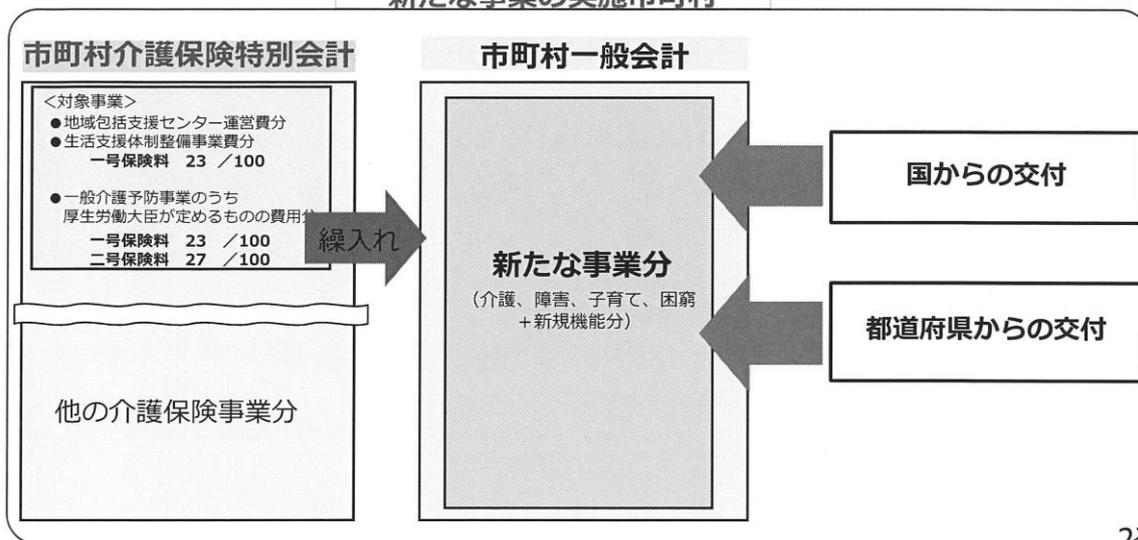


※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。 26

## 新たな事業の財政支援について①

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

### 新たな事業の実施市町村



## 事業説明

# 「名古屋市における 重層的支援体制整備事業について」

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課主査 森 銀次郎 氏

## 名古屋市の取り組みについて

### 1 南区における包括的な相談支援体制構築のための調査（令和元年度、2年度）

複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間にあるケースなど、各福祉分野のみの対応では解決が困難な課題に対応する「包括的な相談支援体制」を構築するための調査を実施し、支援体制を構築するにあたり必要な機能・実施体制等の整理を行った。

- ① 調査機関  
平成31年4月～令和3年3月（2年間）
- ② 実施方法  
名古屋市社会福祉協議会に委託して実施
- ③ 取り組みの内容  
「南区における包括的な相談支援体制構築のための調査業務の報告」にて説明

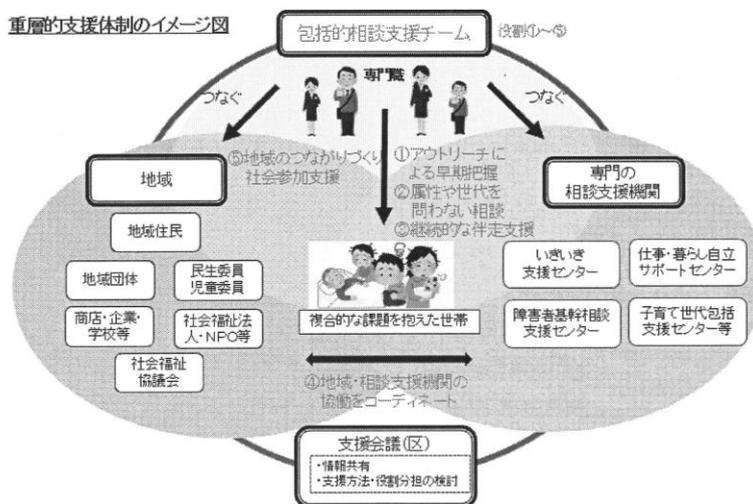
### 2 包括的相談支援チームの配置（令和3年度～）

- 重層的支援体制を構築するため、各分野の相談支援機関の窓口機能を補強し、制度の狭間ケースの直接的な支援や、関係機関のコーディネートを行う包括的相談支援チームを各区1か所に配置することで、重層的支援の下支えを行う。
- 重層的支援体制整備事業のうち、以下の事業を実施
  - ・多機関協働 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援 ・参加支援
- 社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、相談支援ノウハウのある法人へ委託（公募）

#### ○主な業務内容

- ①アウトリーチによる課題を抱える世帯の早期発見
- ②属性や世代を問わない相談の受け止め
- ③継続的な伴走支援
- ④地域住民や相談支援機関との協働のコーディネート
- ⑤地域のつながりづくりや社会参加の支援

重層的支援体制のイメージ図



R3	R4	R5	R6
準備(4区)	モデル実施(4区)		本格実施(全区)
	準備(4区)	モデル実施(4区)	
		準備(8区)	

#### 【スケジュール（予定）】

※令和3年度 準備開始区は、ひとり暮らし高齢者世帯等の割合が高い区や、包括的な相談支援の取組みを始めている区の中から選定（北区、西区、中村区、南区）

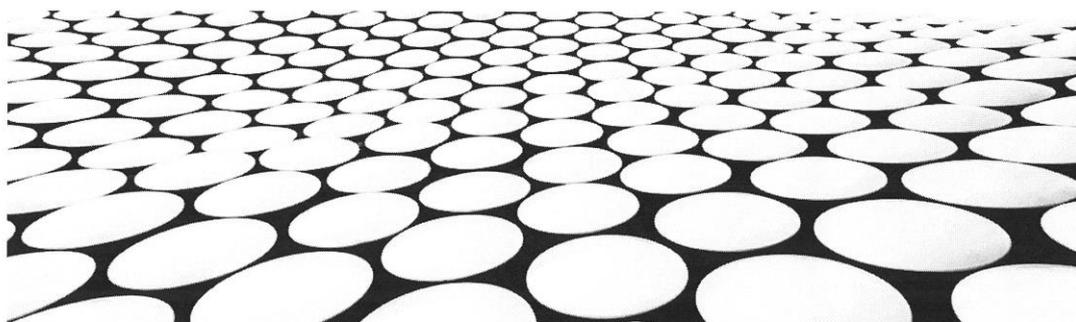
## 調査報告

# 「包括的な相談支援体制構築のための 調査結果について」

社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会次長 馬場 貫太郎 氏

# 包括的な相談支援体制の構築に向けた調査報告

社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 馬場 貴太郎



## 調査業務の概要

趣旨	従来の各福祉分野のみの対応では解決が困難な、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯等の支援に対応する包括的な相談支援体制のあり方について調査を行うもの。
実施機関	社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会
期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日（3年間）
職員体制	2名（令和元年度1名、令和2年度～2名） いずれも専任
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>①制度の狭間や複合的課題のニーズ把握（質・量）</li><li>②地域との連携による掘り起こし・つながりの検証</li><li>③包括支援ネットワークの構築</li></ul> （上記の内容を <u>実際のケース対応やコーディネートを行いながら検証</u> ）

## ケース対応の実績（平成31年4月～令和3年9月）

### ■ 把握ケース件数

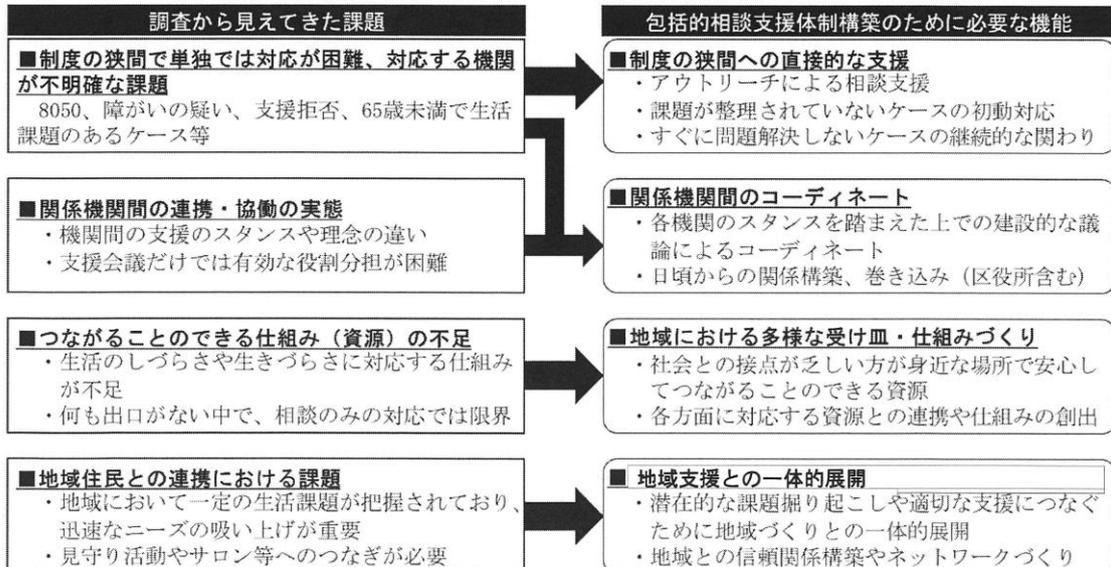
3年度（※）	2年度	元年度	計
19件	40件	31件	90件

うち、継続  
ケースは32件

### ■ ケース分類（3か年の合計）

区分	件数	区分	件数
8050等複合的な課題	22件	アルコール性疾患	2件
経済的困窮	17件	不良堆積物	2件
引きこもり	10件	近隣トラブル	5件
精神疾患（疑い含む）	15件	住居（失った、失う恐れ）	5件
知的障がい（疑い含む）	3件	子育て中の親子	4件
高齢・認知症	3件	外国籍による課題	2件

## 調査事業から見えてきた課題と必要な機能

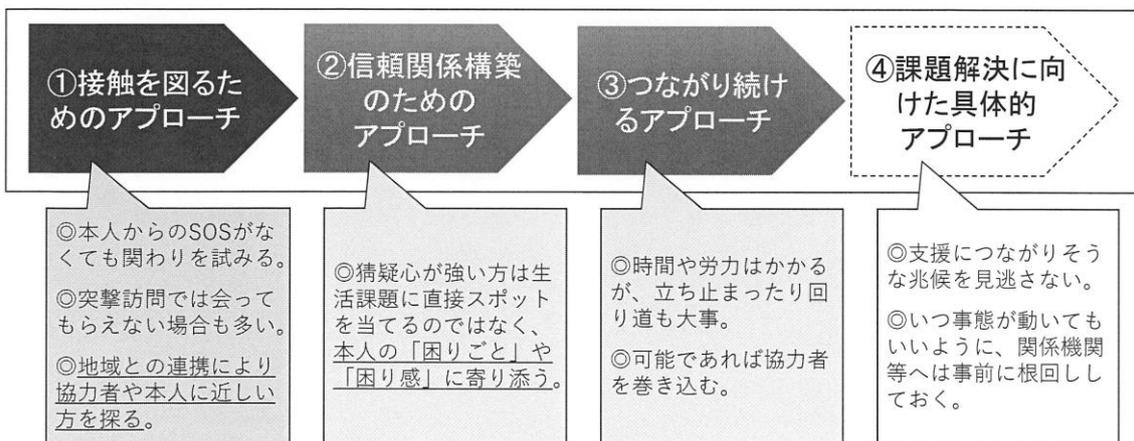


【アウトリーチ】狭間に陥りやすいケース（どの機関も関わる事ができず宙に浮いてしまう生活課題）



これらの課題が複雑に絡み合っている場合も…

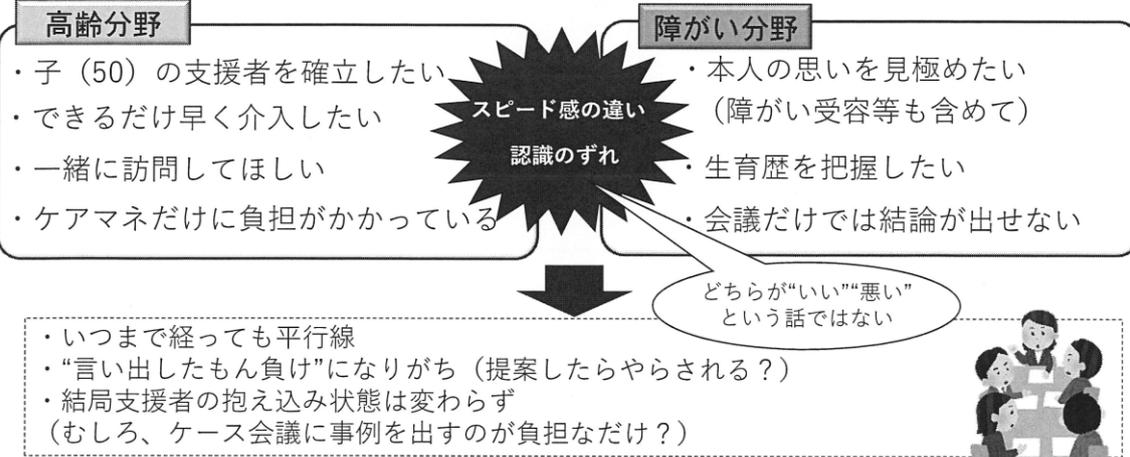
【アウトリーチ】伴走支援のプロセス（南区社協の場合）



★上記に関わらず、問題解決を急いだり、危機介入を行う場合もある。

★本人同意が得られない場合も粘り強くアプローチを続けるのが重層事業の特徴

【多機関協働】8050問題ケース会議の“あるある”



★それぞれの相談支援機関が、どんなスタンスで、どれくらいのことなら協力してくれそうかを把握することが重要！一緒に関われる部分を探す。

【多機関協働】ネットワークの構築①

関係機関・団体

様々な分野の相談に対応する中で多様な機関・団体とネットワークを構築（ケースの積み上げの中で徐々に関係性が生まれる）

【一例】 ※相談支援機関等は除く

分野	関わる機関・団体等
引きこもり	子ども・若者総合相談センター、引きこもり地域支援センター、当事者の親の会（NPO法人）
ペット問題	人とペットの共生サポートセンター
刑余者支援（再犯防止）	愛知県地域生活定着支援センター、寄り添い弁護士
不良堆積物	環境局作業課
住まい	住まいサポート名古屋、各居住支援法人
アルコール依存症	断酒会館
外国籍の生活課題	あいち多文化共生センター、支援団体（NPO法人）

## 【多機関協働】 ネットワークの構築②

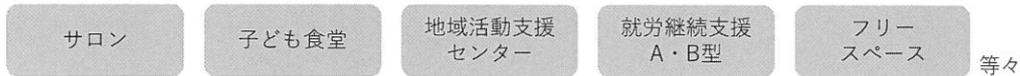
### 区役所・保健センター

区政部含め相談をいただいたり連携する事案あり。

課名	連携事案
総務課	相談に来た認知症の親と精神疾患の子の2人世帯について、複合課題としてつないでいただく。
地域力推進室	地域から苦情のある不良堆積物のケースを相談いただくほか、環境局や環境事業所との調整をいただいている。
市民課	精神疾患の疑いで対応に苦慮するケースについて、戸籍の関係で市民課にも何度も問い合わせや苦情が入っていたため情報共有。
民生子ども課 (子ども家庭支援)	高齢者虐待と児童虐待が同一世帯で発生するケースで、高齢分野と児童分野で情報共有。
民生子ども課 (保護係)	対象保護世帯の経済状況等について適時情報照会させていただいている。最近では引きこもりの方の相談を複数受けている。
福祉課	高齢者虐待や精神障害などの疑いのあるひきこもりが関連するケースの相談を受けたり、照会・情報共有させていただいている。
保険年金課	生活困窮により国保保険料や年金を滞納する世帯について適時情報照会や連携して対応している。
保健予防課	精神疾患の疑いのあるケースが多いため、関わり方や医療との連携等について助言をいただいている。

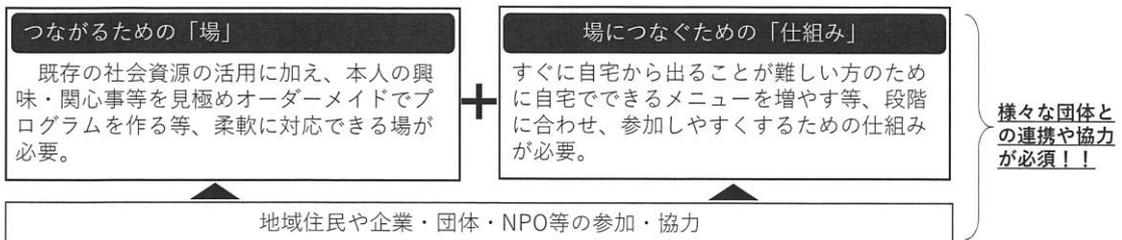
## 【参加支援】 社会参加に向けた「場」と「仕組み」づくり

<社会的に孤立している人が参加できる社会資源>



- ・本人の思いやイメージに合致することは少ない？（特に精神疾患の方）
- ・そもそも自立の意思がない人や、「場」まで主体的にアクセスできない人は？

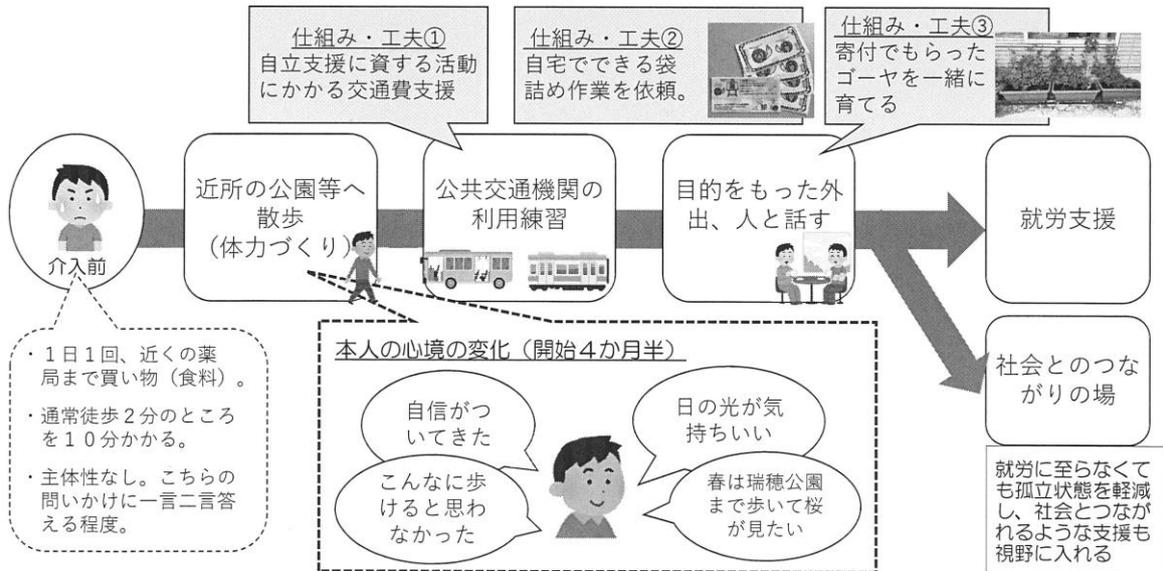
### 【本会として必要と考える機能】



## 【参加支援】事例 『社会復帰を目指すアルコール性疾患の50代の方』

主な課題等	アルコール性疾患	経済的困窮	地域トラブル	社会的孤立	関わる機関	社協	くらサポ	いきいき
世帯概要	50代男性。アルコールの過剰摂取によるウェルニッケ脳症で入退院を繰り返している。妹の家に転がり込む形で同居。妹は「兄は何を言っても聞かない」と話し対応に疲弊。本人は無収入、妹も収入に余裕がなく経済的に困窮。本人退院時に「また仕事したい」と話し、以降は断酒。							
対応状況	当初振る先がなく、いきいきが対応していたが、退院カンファで「仕事したい」と話したことから、いきいき、くらサポ、社協を交えて自宅面談。くらサポとしては今の健康状態でいきなり就労支援は難しく、歩ける体力がつけば再相談となる。社協としては就労支援につながるまで、近所の散歩や公共交通機関の利用への同行を継続し体力と自信をつけていく方向で週1回外出同行。 徐々に自信が回復し行動範囲が広がってきたが経済的困窮状態は解消せず。寄付を財源として自立に向かうための活動へ参加するための交通費を支給する事業を立ち上げる（南区自立生活サポート事業）。現在は月2回程区社協へ来てもらい、植物の水やりや軽作業を行ってもらう。また、くらサポへつなぎ直し、くらサポサロンにも参加。							
CSWとしての動き・ポイント	◎就労支援の入り口にも行きつかない方への伴走支援を継続。 ◎決まった支援方法があるわけではない。柔軟な発想で支援方法を検討。エンパワメントの視点が重要。 ◎自立を妨げる障壁（特にお金関係）をクリアするための新規事業の立ち上げ。							

## 【参加支援】本事例における支援プラン



## 【地域づくり】地域支援との一体的展開の必要性①

### ■迅速なニーズ把握

SOSが出せない世帯の“声なき声”を拾うためには、近隣住民や、民生委員、町内会長等、地域住民との連携が必須。

### 【調査業務で把握したケース90件の相談経路】

機関・団体名等	件数	機関・団体名等	件数
本人・親族	19件	障害者基幹相談支援センター	1件
地域住民（※）	20件	仕事・暮らし自立サポートセンター	4件
区役所福祉課	8件	子ども・若者総合相談センター	2件
区役所民生子ども課（保護係）	3件	地域生活定着支援センター	2件
区役所地域力推進室	2件	病院	3件
保健センター	1件	児童館	2件
市役所	2件	福祉事業者	5件
いきいき支援センター	10件	その他	2件

（※）地域住民⇒学区役員、民生委員、地域福祉推進協議会、近隣住民、大家等

## 【地域づくり】事例 『地域からの心配に対する介入と重層的な見守り支援へのつなぎ』

主な課題等	<input checked="" type="checkbox"/> 地域トラブル <input type="checkbox"/> 社会的孤立 <input type="checkbox"/> 不良堆積物 <input type="checkbox"/> 精神疾患疑い	関わる機関	<input type="checkbox"/> 保護係 <input type="checkbox"/> 基幹 <input type="checkbox"/> 社協
世帯概要	40代1人暮らし。精神疾患の疑いがあり引きこもり状態。頼れる親族や知人なし。保護受給しているが、住宅の管理費の滞納は騒音問題等で管理組合や近隣住民から苦情あり。家にはものが散乱。		
対応状況	近隣から相談を受けた民生委員から学区担当者に相談が入る。精神科の受診や家の片づけ、家計状況の把握等、課題が多数あることに加え、本人に困り感がなく、すぐに解決に向かわない状況。管理費の滞納が長期に渡っていることから管理組合として法的手続きに入っているところであり、保護係や基幹と役割分担し、近隣住民や管理組合との調整を社協で行う。 当初は「早く退去してほしい」と組合の理事長等から言われていたが、丁寧な対応と話し合いを重ねることで徐々に理解をいただき、遠巻きに見守ってくださることに。本人が1人で少しずつゴミを搬出することとなり、町内会長がゴミ出し時の声掛けをしてくださることとなった。町内会長とはその後も本事例を通じて連携するほか、同住宅内の他の困りごとを抱えた世帯の相談を複数寄せていただく等、本事業への理解が広がっている。		
CSWとしての動き・ポイント	◎地域住民からの苦情や心配の声にも丁寧に対応。その後の緩やかな見守りへとつなげる。（社協学区担当者との連携による） ◎個別の支援を行うだけでなく、各事例を地域課題と捉え、地域住民（区政協力委員、民生委員、地域福祉推進協議会構成員等）との協議等を通じて地域づくりに寄与する。		

## パネルディスカッション

### 「包括的相談支援、多機関協働 ～複合的課題支援協議会の報告」

西区保健福祉センター福祉部福祉課 地域包括ケア推進担当主査 加納 洋平 氏

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会次長 伊藤 哲朗 氏

令和4年1月19日(水)  
令和3年度 地域共生社会の実現に向けた  
包括的な相談支援体制構築のための研修会

## 西区「複合的な福祉課題支援協議会」の ご報告

西区保健福祉センター福祉部福祉課  
(地域包括ケア推進担当) 主査 加納 洋平  
西区社会福祉協議会 次長 伊藤 哲朗

### 概要

#### 経緯

8050問題・ダブルケアなど世帯全体で支援が必要なケース  
(複合的な課題)や、つなぎ先のない困りごとを受け止め、既存  
の課・相談機関の連携を深めることを目的に、  
令和2年度～ 西区の独自事業として設置

#### 構成

区役所・支所・保健センター 係長・主査  
(民生子ども課 福祉課 区民福祉課 保健予防課)  
いきいき支援センター センター長  
障害者基幹相談支援センター センター長・副センター長  
仕事・暮らし自立サポートセンター センター長  
区社会福祉協議会 次長  
事務局は福祉課(地域包括ケア推進担当)

寄せられる相談  
を、たらいまわ  
しにしない

## 活動状況

### ○令和2年度

#### 「協議会」の開催：2回

- ・社会福祉法改正の説明
- ・各課・機関の体制や困りごとの共有
- ・事例紹介

#### ケース対応：14ケース

- ・支援会議の開催：12回
- ・対応回数：40回（電話を除く調整・出張等）

⇒福祉課主査が調整・対応

具体的対応はいきいき・基幹・くらサポとの協働が大半  
調整にあたっては、各課にも通常業務の範囲内で  
協力や助言を受ける

## 事例：要介護の母（80代）と精神疾患のある子（50代）

### ○対象世帯

- ・子の病状が不安定で意思疎通が困難。別居の親族も対応に疲弊
- ・母への介護サービス提供を拒否。家がごみ屋敷化（子にとっては大事な資料）
- ・近隣との間にトラブルが頻発

### ○対応

- ・ケース会議開催（ケアマネ、計画相談支援、いきいき、基幹相談、福祉課）
- ・自宅訪問に福祉課から同行 ・保健センターと情報共有と対応の相談

### ○その後

子が無賃乗車等で警察に通報された末に入院

民生委員から区社協に連絡があり、近隣住民との情報交換を実施

昔から世帯を知っている住民もいて、地域で心配されている（単に迷惑なだけの存在ではない）ことがわかり、住民からも「いろんな関わりがあるとわかって安心」との感想を受けた。

子の今後の意思決定や生活場所を支援していくにあたり、役所だけ・相談機関だけで抱え込むのではなく、地域で気にかけていることも踏まえて対応を検討

## 把握できたこと・課題

### 区内各課の協力

- ・高齢者について対応していたところ、同居の子・孫について見相が対応中のケースだった。民生子ども課・見相と情報共有しながら対応
- ・ごみ屋敷になりかけているお宅について地域力推進室・環境局と情報交換
- ・精神疾患かどうか不明な未受診の方について、保健予防課から助言  
⇒世帯単位でみると、過去に他課が対応したことがある／今後、他課にも波及しそうなケースをいくつも把握。  
「区内各課の職員にとっても安心できる体制」に

### 課題

- ・措置的対応により一旦は落ち着いたが、その後の生きづらさや今後の不安に関する相談には、明確な策がないことがある（民生子ども課担当との意見交換から）  
⇒「協議会」の取組みで区内の連携を深めるだけでなく、  
地域で生活する上で地域との関わりをコーディネートできる機能が必要

## 重層的支援体制の整備に向けて 1/2

### 事例

### 公団住宅の建替え&転居の困りごとから

#### ○対象

転居にまつわる手続きや、あらゆる（新しい）設備に対応できないことで、表面化した課題がたくさん事例として出てきました。

- ⇒例) オートロックに閉じ込められ ガス文化無し（ライフライン契約）  
家賃滞納（自覚なし） 身寄りなくいろいろ未手続き（督促）

#### ○対応

個別の事例に、いきいき、区福祉課が関係者機関と連携して対応していた。  
⇒区政協力委員、民生委員からの声があり関係者一同で話し合いをした。  
そのメンバーは

区政、民生、管理会社、UR、郵便局長、区福祉課、いきいき、区社協

#### ○成果

集まって話すことで課題の共有ができて、互いの顔と役割がよくわかった。  
地域の人や機関は安心できて、区役所/支援機関は心強さを感じた。

## 大切にしたい3つのこと

○課題支援協議会の取り組みを軸に「互いに補強」できる

⇒重層事業と課題支援協議会は一心同体。ともに取り組む

○各課係、関係機関の協働を継続しつつ、「地域との連携を」

⇒地域住民、自治組織、関係団体/企業などとのつながり

○多機関などの「価値観を認め」つつ、支援の向きと力を整える

⇒「世帯を対象にした担当者会」をコーディネートする感じ

## パネルディスカッション

### 「包括的相談支援、多機関協働～住環境整備を 切り口とした相談支援「スマイルサポート事業」

中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸 久美子 氏

社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会次長 村田 敏明 氏

# 包括的相談支援、多機関協働事業 住環境整備を切り口とした相談支援 「スマイルサポート事業」

中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸 久美子  
社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 次長 村田 敏明

## 1. 中村区社協の特徴的な取り組み



スマイルサポート

暮らしの中で複合的な課題（福祉と住環境の課題）を抱える人・世帯を連携して支える！「中村区社協 スマイルサポート事業」。  
（中村区生活支援連絡会の議論をもとに令和2年11月より立ち上げ）

### 内容

生活課題を抱えていても既存の制度では支えることができない方、支援を拒否されている方などで、家屋や家具の損壊・腐食・汚損等の住環境整備をきっかけに世帯にアプローチし、福祉の専門職（社協）と住環境整備の団体が連携し、住環境の改善、その後の継続的な生活の相談支援を行っています。

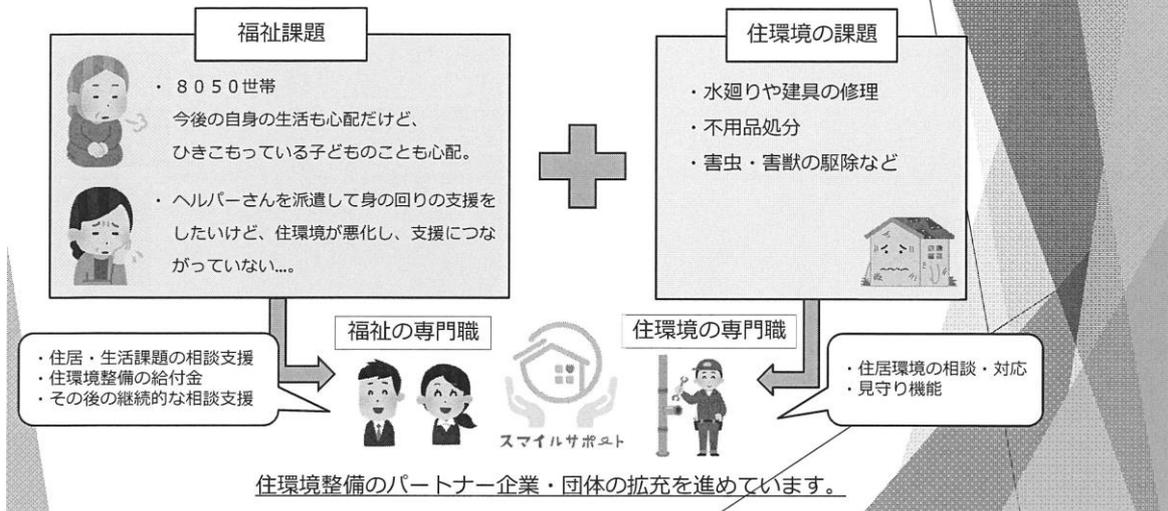
※住環境改善のために必要と認められる場合には、費用の補助を行っています。

### 住環境整備の例

水廻り・建具の修理、不用品処分、害虫・害獣の駆除など

2

## 1. 中村区社協の特徴的な取り組み 「スマイルサポート事業」



## 2. 多機関協働事例

支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>50代男性独居。生活保護受給。</li> <li>精神3級多動性障害</li> <li>(未受診で手帳の更新ができていない、ヘルパー利用ができない状況)</li> <li>R3.7月 腹痛で救急病院に入院。人工肛門造設の手術ののち、9月に退院。一時的な人工肛門(ストーマ)。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>R3.9月退院後、訪問看護(週1回)が入ることになったが、不用品が部屋中にあり、玄関外で対応。</li> <li>保護係から環境局へ不用品の処理について、基幹に障害支援について相談が入る。</li> <li>環境局から社協へ不用品の対応とその後の本人の生活再建に向け関わってほしいと相談が入る。</li> </ul>
本人へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護係に状況を確認し、訪問看護訪問時に本人宅に伺い、困りごとや本人の気持ちを確認。</li> <li>→部屋の片付けをしたいが、1人ではできない意向確認。</li> </ul>

## 3. 事例からみる多機関協働

### (1) 関係機関で支援会議

各機関の関わり状況や気づき、課題の共有、今後の見通し（アプローチ方法の確認）、役割分担等を行った。



#### ① 課題や強みの整理

主な課題	本人の強み
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訪看の処置が室内でできない。</li><li>・ 不用品の片付けができていない。</li><li>・ 入浴ができていない。</li></ul> <p>(部屋の片付けの未実施、ガスの未契約のため)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後のヘルパー利用への理解</li><li>・ 地域や人とのつながりが少ない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部屋を片付けたい意思がある</li><li>→ 関係機関の訪問に対して拒否はなく、コミュニケーションがとれる。</li><li>・ カメラ撮影が好き</li><li>→ 精神障害者保健福祉手帳があったときは、東山動物園によく撮影に出かけていた</li></ul>

## 3. 事例からみる多機関協働

### ② 支援の方向性の検討（支援短期目標）

#### ・ 「今後の生活や社会参加を意識した不用品の片づけ等の連携」

片付けの支援を関係機関で協力する意味づけをしっかりと伝える。

その後の生活支援（ヘルパー利用等）や社会参加を見据えて関わっていくことに理解を得る。

#### ・ 障害特性への配慮

本人ができる範囲や苦手なところを共有し、生活していくための環境づくりについて協議

→ 不用品の分別への理解、不用品の袋づめ、不用品置き場への運搬等を関係機関で訪問や見守りを行う。

### ③ 関係機関の役割分担

・ 保護係、社協	片付けの支援の合意（意味づけ・約束）、病院受診（診断書取得）
・ 訪問看護	片付けの意識づけ、ヘルパー導入の声掛け
・ 環境局、環境事業所	片付けの支援方法、手順の確認、回収する環境事業所との連携
・ 基幹相談	片付け後のヘルパー利用に向けた声掛け、認定調査
・ 社協	片付け後の訪問・見守り、ふとん店（スマイルサポート事業パートナー企業）から布団の手配 本人の特技（カメラ）を活かした参加支援

### 3. 事例からみる多機関協働

#### (2) 多機関で協働するメリット

- ・ 関わる各機関からの情報収集・整理
- ・ 今後の方向性について共通認識
- ・ 各機関の強みや関わり方の役割分担
- ・ 一つの機関で抱え込まず、相談できる顔の見える関係（仲間意識）
  - 地域で支えてくれる人、地域資源がある安心感
  - （重層的な支援⇔支援の網目が細くなる）
  - 他の同様なケースに対しても、今回関わった経験やつながりがいきる。



### 4. 連携を強化するために

#### 【これまでの多機関の連携強化（成果）】

##### ★ 住環境整備を切り口とした相談「スマイルサポート事業」

- ・ 関係機関・団体からの相談やつながるきっかけに。
- ・ 本人・世帯へのアウトリーチのきっかけとして有効→信頼関係を構築して、次の支援につなげる。

##### ★ 各分野の会議体でのつながり

組織間、担当者間の顔の見える関係が日頃のケース対応の相談のしやすさにつながる。

- ・ 障害分野「中村区自立支援連絡協議会」 地域における障害課題の議論、地域への普及啓発
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム「中村区まるごと支援プロジェクト」の実施

【目的】 精神障害の普及啓発と関係機関のネットワーク構築

【参加メンバー】 仕事暮らし自立サポートセンター名駅、いきいき支援センター、  
障害者基幹相談支援センター、中村区社協、中村区福祉課、中村保健センター、  
市健康増進課

## 5. 今後の展望

### ★地域との接点をつくる参加支援の検討⇒孤立を防ぐ

今回のケースのように、重度の障害ではないが、人間関係がうまくいかないこと、人とつながるきっかけがないことで孤立してしまうケースが多くある。

⇒本人の特徴や想いに寄り添い、地域との接点をつくるアプローチを検討していく必要がある。

### 【カメラを切り口とした地域とつながる取り組み例】

- ・地域のイベントや活動で、カメラ撮影の協力等の「役割」から「自然なつながり」をつくる
- ・地域での写真展やカメラ好きが集まる企画を一緒に考える 等

### 【若者の不登校における課題例】

- ・10代の不登校等で学校・家庭、またはそれ以外に居場所がない
- ・進路などライフステージが変わるタイミングで支援者不在の狭間

⇒早期に相談支援につながるアプローチ、地域の関係団体と連携した居場所や参加支援の方法等の検討が必要。

⇒今後実施していく「重層的支援会議」等で、ケースからみえる課題の整理や狭間の支援方法について検討し、これまでの会議体や事業、新たなつながりをもとに協働して取り組んでいきたい。

## パネルディスカッション

### 「アウトリーチ・参加支援、地域づくり支援 ～きづき・つなぐプロジェクトの状況」

第一生命保険株式会社名古屋東支社楠営業オフィス オフィス長 松良 努 氏

社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会次長 伊藤 二三男 氏

# 令和3年度 「地域共生社会の実現に向けた包括的な 相談支援体制構築のための研修会」

## パネルディスカッション③

「アウトリーチ・参加支援・地域づくり支援  
(きづき・つなぐプロジェクト)に関する事例」

一生のパートナー

第一生命

第一生命保険株式会社 名古屋東支社 楠営業オフィス

Dai-ichi Life Group

オフィス長 松良 努



社会福祉法人 名古屋市北区社会福祉協議会

次長 伊藤 二三男

## 「きづき・つなぐプロジェクト」とは

みなさんのお住まいの地域の中には、さまざまな困りごとを抱えた方がいます。

「様子がおかしい」「大丈夫かな?」という方に気づいたら、相談窓口につないでくれるやさしい企業や店舗、団体の輪を北区の中で広げていくプロジェクトです。

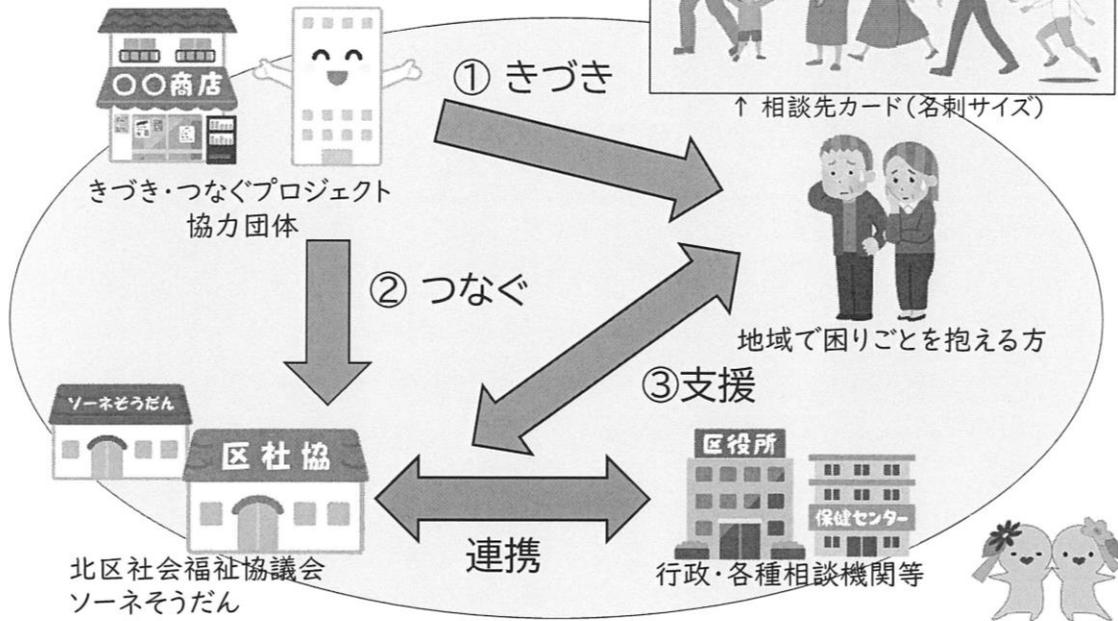
『第4次北区地域福祉活動計画～「つ・な・が・り」をつくる～』の取り組みのひとつとして、令和3年4月より本格実施した事業です。

令和3年12月末現在で、25か所の企業・店舗・団体の皆さんにご協力いただいています。

北区社協HP →  
紹介ページQRコード



## 「きづき・つなぐプロジェクト」のイメージ



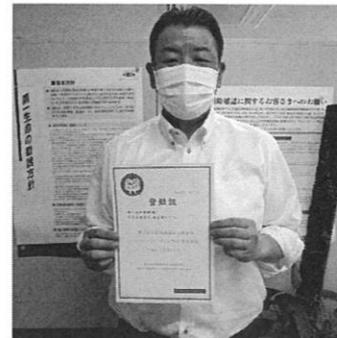
## 「きづき・つなぐプロジェクト」への協力のきっかけは？

コロナ禍で営業活動が制限された第一生命では、営業所ごとに地域貢献活動を開始。

松良さんが以前勤務していた郡上市では、市と連携して高齢者の見守りなどを行っていたことから、今年度4月、転勤となった北区でも何かできないかと区社協に相談いただき、プロジェクトの内容に賛同いただき登録。



一生涯のパートナー  
**第一生命**  
 Dai-ichi Life Group



## 第一生命さんでの取り組み状況

- ◇ 「相談先カード」を窓口に設置、職員さんの携行
- ◇ お客様への福祉についての困りごとへの相談窓口の紹介

事例:お客様宅へ民生委員さんと訪問



- ◇取引先企業さんに対して本プロジェクトの紹介

事例:自社アンケート結果を用いた紹介



一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

## 地域共生社会の実現に向けて ~きづき・つなぐプロジェクト~

Step I 潜在化する生活課題の発見  
(アウトリーチ・伴走支援へのつなぎ)

協力者による自発的に相談できない方の発見(きづき)と  
関係機関への連絡(つなぎ)

Step II 参加支援の場としての協力

協力者が主催するイベント等への社会的孤立の状態に  
ある方の参加

Step III 地域づくり

今後、協力団体に対し実施する研修会や交流会を通した  
やさしい企業や店舗、団体の輪を北区の中で広げていく



## 地域共生社会の実現に向けて ～きづき・つなぐプロジェクト～

「きづき・つなぐプロジェクト」を通して感じたこと

福祉団体・施設として…

これまでに福祉分野と関りの少なかった企業等との連携による広がる可能性



協力企業として…

保険販売以外からのお客様とのつながりが持てれば  
また、結果、企業としてのメリットも（新たな営業展開）

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

重層的支援体制整備事業を実施していく中で…

活動計画の中では、推進し難かったことが、この制度が追い風となるのではないか。

（キーパーソン≡活動エンジン、制度による後ろ盾 etc.）